設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イの基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第14条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【16．確認の特例】～【18．備考】　（略）

（略）

（第五面）

〔住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イの基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）
（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロの基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）
（基準値　　W／（㎡・K））
住棟単位冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第12条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）

【16．確認の特例】～【18．備考】　（略）

（略）

（第五面）

〔住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イの基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）
（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率
（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロの基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年